解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十五年三月一日に解散し、清算事務を行っています。当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

栃木県矢板市沢三八一番地
清算法人矢板市乙畑土地改良区
清算人代表　市村　久次

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

千葉市花見川区作新台二丁目一七番一九号
財団法人愛敬育英会
代表清算人　田川　和生

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

東京都杉並区下高井戸三丁目三二番一六号
財団法人二十一世紀教育の会
代表清算人　亀田　佳子

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

新潟県長岡市上塩一一五三番地
財団法人上塩保育園
代表清算人　河野　文男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

静岡県菊川市本所一六〇番地
社団法人上本所報徳社
代表清算人　落合　敏夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

滋賀県野洲市冨波甲一三三九番地
財団法人野洲市文化スポーツ振興事業団
代表清算人　岩﨑　真治

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十五年四月十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

広島県広島市中区八丁堀一五番一〇号
中国建設弘済会厚生年金基金
清算人　小金　勝秀

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜一六五番地一〇
財団法人鳴門地域地場産業振興センター
清算人　泉　理彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

大分県日田市大字高瀬一四七九番地
財団法人長家育英会
代表清算人　梅木　哲

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

札幌市中央区南九条西一丁目一番二〇号
財団法人北海道都市職員福祉協会
代表清算人　赤渕由紀彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年九月九日開催の社員総会の決議ならびに栃木県知事の認可により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

栃木県宇都宮市中央本町二番一一号
医療法人弘仁会（社団）
清算人　糸井　久雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日付けで国土交通省北陸地方整備局長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

金沢市幸町一二番一号
石川県住宅供給公社
清算人　水岡　弘行

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年四月五日岐阜県知事の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

岐阜県岐阜市問屋町二丁目一九番地五
問屋町西部南街区市街地再開発組合
代表清算人　若原　考行

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年二月二十五日に神戸市議会議決を経て、国土交通大臣の認可を受け、平成二十五年三月三十一日に解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

神戸市中央区加納町六丁目五番一号
神戸市住宅供給公社
清算人　鳥居　聡

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月二十八日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

広島県山県郡北広島町中祖二一〇番地
社団法人中祖親徳会
代表清算人　室屋　守

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日に寄附行為で定めた存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

愛媛県松山市若草町八番地二
財団法人松山市高齢クラブ連合会
代表清算人　篠﨑　英夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月二十九日愛媛県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十三日

愛媛県松山市高砂町三丁目一三五番地の一
財団法人愛媛県婦人会館
代表清算人　山本アツ子